①交通事故が多数発生する昨今において、被害者が事故後病院に搬送されても、そこで適切な治療を受けられず、症状が悪化し、死亡してしまうことがある。このときの交通事故の加害者の責任と病院側の責任はどうなるのかと思い、研究・発表した。

② 交通事故にあった子供が、一旦は病院で治療を受けたがその後容体が悪化し死亡した事案（最高裁平成13年3月13日第三小法廷判決民集55巻2号328頁）についての各裁判所の判断の検討を中心に発表していった。

最終的な結論は最高裁と同じだが、そこに至るまでの理論構成を、共同不法行為にあたるとし、「各不法行為者は被害者の被った損害の全額について連帯責任を負う」とした最高裁を批判する形で私見を述べた。（719条ではなく709条による解決を提案）

③発表を終えて、学生や教授の意見を聞いたところ、最高裁を否定するのにまわりが納得できる十分な理由づけや理論構成が、まだまだ出来ていなように感じた。

　もう少し発表を聞く側の目線で作れると良かったとも思った。